

第3章 鉱業等に係る行政処分に対する不服の裁定

本制度が施行された昭和26年1月から令和5年度末までに163件の不服の裁定事件が係属し、163件が終結している。これを関係法律別にみると、採石法関係が最も多くなっている（表2-3-1、付録4参照）。

令和5年度に係属した不服の裁定事件は、5年度に新たに受け付けた1件であり、この1件が5年度中に終結した（表2-3-2）。

表2-3-1 関係法律別不服の裁定事件処理状況

（令和6年3月31日現在）

（単位：件）

処分区分 関係法律	認 容	棄 却	却 下	取下げ	他	計
鉱 業 法	1	12	4	14	0	31
採 石 法	5	18	2	28	0	53
森 林 法	0	1	4	3	0	8
農 地 法	0	1	2	0	1	4
海 岸 法	0	1	0	2	0	3
自 然 公 園 法	0	5	0	4	0	9
河 川 法	0	1	1	0	0	2
砂 利 採 取 法	6	15	5	17	0	43
都 市 計 画 法	0	7	0	1	0	8
そ の 他	0	0	2	0	0	2
計	12	61	20	69	1	163

（注）1 集計対象期間は、昭和26年1月31日～令和6年3月31日である。

2 関係法律が重複する場合は、主な関係法律に区分した。

3 鉱業法の認容の1件は、一部認容・一部却下のものである。

4 採石法の棄却のうち3件は、一部棄却・一部却下のものである。

5 自然公園法の棄却のうち1件は、一部棄却・一部却下のものである。

6 都市計画法の棄却のうち2件は、一部棄却・一部却下のものである。

7 森林法の棄却の1件は、一部棄却・一部却下のものである。

8 処分区分の他の1件は、送付である。

表 2－3－2 令和5年度に係属した不服の裁定事件一覧

事件番号	事 件 名	申 請 人 (参加申立人)	処 分 庁	申 請 (参加申立) 受付年月日	処理状況
令和5年 (フ) 第1号	岐阜県本巣市曾井中島字 南原地内の砂利採取計画 変更不認可処分に対する 取消裁定申請事件	岐阜県業者 1社	岐阜県 知事	令和 5. 9. 11	令和 5. 12. 5 認可

第1節 令和5年度に係属した不服の裁定事件

令和5年度に係属した不服の裁定事件は、次のとおりである。

1 岐阜県本巣市曾井中島字南原地内の砂利採取計画変更不認可処分に対する取消裁定申請事件

(公調委令和5年(フ)第1号事件)

(1) 原処分の概要

岐阜県知事(以下「処分庁」という。)は、申請人からなされた岐阜県本巣市曾井中島字南原地内における砂利採取法第20条第1項に基づく砂利採取計画変更認可申請(計画期間を1年6か月から2年に変更する申請)に対し、岐阜県砂利採取計画認可基準の第2の2の「確実に採取跡地作業が実施されると認められる場合」との要件を満たさないことを理由に、令和5年6月13日付けで同砂利採取計画変更を認可しないとの処分(以下「本件不認可処分」という。)を行った。

(2) 申請の概要

申請人は、処分庁の行った本件不認可処分は違法であるとして、令和5年9月11日付けで同処分の取消しを求めて裁定を申請した。

(3) 手続等の概要

裁定委員会は、令和5年10月2日、裁定申請書の副本を処分庁に送達し、審理手続を開始した。その後、1回の現地審理期日を開催するなど、審理手続を進め、令和5年12月5日付けで裁定を行い、本事件は終結した。

本件手続の経過は、次のとおりである。

令和5年9月11日 裁定申請受付

10月2日 審理手続開始

11月22日 第1回現地審理期日(名古屋市)

12月5日 裁定(認容)

12月7日 裁定書の正本を申請人及び処分庁に送達

12月22日 裁定の官報公示(公害等調整委員会公示第2号)

(4) 裁定書

裁定書の概要は、次のとおりである。

公調委令和5年(フ)第1号岐阜県本巣市曾井中島字南原地内の砂利採取計画変更不認可処分に対する取消裁定申請事件

裁 定

(当事者省略)

主 文

処分庁が申請人に対して令和5年6月13日付けでした砂利採取計画変更不認可処分(岐阜県指令岐産第22号)を取り消す。

事 実 及 び 理 由

第1 当事者の求める裁定

1 申請人

主文と同旨

2 処分庁

(1) 本案前の答弁

本件裁定申請を却下する。

(2) 本案に対する答弁

申請人の本件裁定申請を棄却する。

第2 事案の概要

本件は、砂利採取業を営む申請人が、処分庁に対し、砂利採取法20条1項に基づき、既に期間を1年6か月として同法16条に基づく認可を受けていた砂利採取計画の期間を6か月延長する旨の変更認可申請（以下「本件変更認可申請」という。）をしたところ、処分庁が、本件変更認可申請を不認可とする処分（以下「本件不認可処分」という。）をしたことから、申請人が、本件不認可処分は違法であると主張して、同法40条1項に基づき、本件不認可処分の取消しを求める事案である。

（以下省略）

（裁定書の全文は、「公害等調整委員会」のホームページ

<https://www.soumu.go.jp/kouchoi/index.html> から入り、画面左側メニューの「係属事件一覧」→ 4つ目のタイトルバー「鉱業等に係る行政処分に対する不服裁定制度」→「終結した不服裁定」を選択して該当する事件を参照）